

構成員に関する事項の変更届出書

住宅リフォーム事業者団体登録簿のうち、構成員に関する事項について変更がありましたので、住宅リフォーム事業者団体登録規程第10条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。この変更届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

届出者の名称 一般社団法人 霞ヶ関リフォーム協会
代表者の氏名 代表理事 霞ヶ関 太郎

1 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
構成員の変更	霞ヶ関リフォーム（株）	削除	令和〇年〇月〇日	

2 変更の理由

当社団の構成員であった霞ヶ関リフォーム（株）が脱退したため。

(注意)

1 欄及び2 欄は、複数の構成員に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。